

「液化石油ガス安全高度化計画2030」の取組状況（国、都道府県）について

大分類	中分類	小分類	アクションプランの項目	主体者	今年度の具体的な取組
事故対策		CO中毒事故防止対策	業務用施設等に対する安全意識の向上のための周知・啓発	国、第三者機関、LPガス事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第12回CO中毒事故連絡会議（2021年10月5日）を開催し、CO中毒事故動向、普及啓発活動等について、関係省庁及び関係団体と意見交換を行うとともに、関係省庁及び関係団体に対し、事故防止に係る協力要請を実施。（本省）</li> <li>・立入検査実施時に、各種警報器など安全器具の設置状況（設置率）を確認し、更なる安全意識向上のための取組について周知・啓発を実施。（近畿支部）</li> <li>・HPで注意喚起（九州監督部）</li> <li>・中液協主催の講習会において、公開動画内で注意喚起を行った。また事業者への立入検査に際して取り組み状況の確認を行った。（中国監督部）</li> </ul>
			業務用換気警報器・CO警報器の設置促進	LPガス事業者	
			安全型機器及び設備の開発普及	LPガス事業者、関係事業者	
	消費者起因事故対策	ガス漏えいによる爆発または火災事故防止対策	安全な消費機器等の普及促進	国、LPガス事業者、関係事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務用厨房施設におけるガス漏えいによる爆発・火災事故については、業務用オープンレンジのオープン内に滞留したガスに着火する事故が多く発生していることから、業務用オープンレンジ等への立ち消え安全装置の普及促進の取組を進めるため、業務用オープンレンジ等の過去10年間の事故事例（25件）の調査・分析を実施。毎年一定数の漏えい着火事故が発生しており、立ち消え安全装置の搭載により防止できる可能性のある事故が約8割（21件）存在することが分かり、業務用厨房施設における事故防止に対する立ち消え安全装置搭載の有効性を示した。（本省）</li> <li>・政府広報ラジオにおいて、高齢者におけるガスコンロによる事故防止対策を紹介。（本省）</li> <li>・2021年9月19日に政府広報 ラジオにおいて、高齢者におけるガスコンロによる事故防止対策を紹介。（本省）</li> <li>・中液協主催の講習会において、公開動画内で説明を行った。（中国監督部）</li> </ul>
			周知等による保安意識の向上	国、都道府県、第三者機関、LPガス事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者起因の事故防止についてホームページを通じて注意喚起を実施。（「我須野（がすの）一家の部屋」など）（本省）</li> <li>・飲食店と関係のある業界団体に対して周知方法についてヒアリングを実施。新たな周知の取り組みとして全国生活衛生営業指導センターが運営するスマートフォンアプリ（せいえいNAVI）を通じたガスの安全な使用に関する情報の周知を実施。（本省）</li> <li>・立入検査時に適切に周知が行われるよう啓発した。（北海道）</li> <li>・県HPで一般消費者向けにLPガス事故防止の注意喚起を行っている。 <a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/a0403/jikoboushi.html">https://www.pref.saitama.lg.jp/a0403/jikoboushi.html</a>（埼玉県）</li> <li>・県LPガス協会主催の支部別講習会において、販売事業者に対してガスの漏えいによる火災事故発生状況及び対策等を紹介し、保安意識の向上を図った。（静岡県）</li> </ul>

<p>事故対策</p>	<p>消費者起因事故対策</p>	<p>ガス漏えいによる爆発または火災事故防止対策</p>	<p>周知等による保安意識の向上</p>	<p>国、都道府県、第三者機関、LPガス事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ラジオ放送（R3.10月）で、消費者に対し燃焼器の安全な使用方法等を、また、県高圧ガス保安協会会報（R3.7月、R4.1月）で、ガス事業者に対するガス栓や接続具の正しい接続等について周知、啓発を行っている（茨城県）</li> <li>・県政ラジオ番組で、LPガスやガス機器の安全な使用について、注意喚起を行った。（栃木県）</li> <li>・「液化石油ガス安全高度化計画2030（長野県版）」を作成し、職員が長野県内9会場で303事業者370名に項目の説明を行った。（長野県）</li> <li>・LPガス事業者に対して保安講習会のテキストに事故事例を掲載すると共に、爆発・火災事故について説明を行い保安意識の向上を図った。（千葉県）</li> <li>・当県のLPガス協会を通じ、販売店等に、前年度の立入検査結果、法令改正、事故事例等の説明資料を配付（※）。その中で消費設備の点検を確実にを行うことを呼びかけている。※県の委託事業として毎年事業者に直接説明しているが、本年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、資料配布とした。（新潟県）</li> <li>・帳簿検査（簡易的な立入検査）で、事業者に口頭で指導している。（群馬県）</li> <li>・液化石油ガス法に係る各義務講習で指導している。（群馬県）</li> <li>・関東液化ガス保安協議会が主催する「業務主任者研修会」などにおいて周知・指導を行った。（関東監督部）</li> <li>・近畿液化ガス保安協議会主催の講習会等において、LPガス事業者に対して事故防止対策などの取組について周知・指導を実施。（近畿支部）</li> <li>・LPガス事業者向け各種講習会において、危険性等について周知を実施。（福井県）</li> <li>・LPガス事業者向け保安講習会にて、販売事業者に対して指導を実施。（滋賀県）</li> <li>・京都府LPガス協会主催の「販売事業者講習会」にて、LPガス安全高度化計画2030の内容を府内販売事業者に指導した。（京都府）</li> <li>・保安講習会での事業者への周知。LPガス消費者保安月間中にtwitterでの広報を実施。（大阪府）</li> <li>・LPガス事業者向け保安講習会において、周知徹底を依頼。（兵庫県）</li> <li>・LPガス事業者向け講習会等の機会において周知を実施。（和歌山県）</li> <li>・2021年度LPガス消費者保安月間の活動として、本県の庁舎内においてガスの正しい使用方法に関するポスターを掲示し、来庁者に対して広く周知・啓発した。（宮崎県）</li> <li>・県HPに「我須野の部屋」へのリンクを掲載し、注意喚起を実施。（佐賀県）</li> <li>・福岡県LPガス協会が主催するLPガス販売店向けの保安教育講座で、講師として講演し、事故統計や概要を伝えることで保安意識の向上を図った。（福岡県）</li> <li>・入検査時に販売店が一般消費者へ周知を行っているか確認している。（大分県）</li> <li>・立入検査の際に周知の実施状況の確認・指導（長崎県）</li> <li>・保安講習会（年1回。※平時は2回）にて、事故事例等を説明。（高知県）</li> <li>・県ホームページで注意喚起（徳島県）</li> <li>・県LPガス協会主催の講習会・研修会等で周知する。（鳥取県）</li> </ul>
-------------	------------------	------------------------------	----------------------	-----------------------------	---

事故対策	消費者起因事故対策	ガス漏えいによる爆発または火災事故防止対策	周知等による保安意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・LPガス事業者向け講習会（4月2回、9月、10月）及び液化石油ガス設備士向け講習会（8月2回、9月）にて、事故発生状況を踏まえた周知の重要性についての啓発を実施した。また、一般消費者の保安意識向上を目的とした業務委託を行った。（島根県）</li> <li>・一般社団法人岡山県LPガス協会に委託し、消費者を対象に保安教室を実施。（岡山県）</li> <li>・過去に県内で発生したLPガス事故（平成23年～令和2年）の事故原因を分析し、再発防止対策案をとりまとめた。（広島県）</li> <li>・とりまとめ資料を活用して、LPガス保安講習会（県・広島LPガス協会主催）や法令講習を通じて販売事業者等への周知・注意喚起を行っている。（広島県）</li> <li>・県内の販売事業所の担当者を集めて開催する販売事業所保安講習会（10月に2回）において、外国人や高齢者世帯の増加への対応を促すよう周知した。（山口県）</li> <li>・LPガス消費者保安月間（10月）において、高齢者等の保安意識の向上について県HPに周知した。（山口県）・県内の約6割の販売事業所に対し立入保安指導を行い、高齢者世帯の増加への対応を促すよう周知した。（山口県）</li> <li>・中液協主催の講習会において、公開動画内で説明を行った。また事業者への立入検査に際して周知に関して工夫を行っているかなど確認を行った。（中国監督部）</li> <li>・消費者団体との会合で、Siセンサーコンロ等の最新のガス器具を使用するよう周知（三重県）</li> <li>・啓発チラシを作成し、LPガス協会を通じて配布。（愛知県）</li> <li>・県内の中学生向けにパンフレットを配布、事業者向け講習内での事故事例紹介による注意喚起（石川県）</li> <li>・一般社団法人富山県エルピーガス協会が、ガス消費者保安周知用チラシを必要分まとめて購入し、会員事業者に配布。（富山県）</li> <li>・業務主任者講習その他の講習会等の場において、「液化石油ガス安全高度化計画2030」をもとに説示等することにより、直接的または間接的に関係各者に浸透するよう促したものである。（青森県）</li> <li>・各庁舎でのポスター掲示及び計画の周知（岩手県）</li> <li>・立入検査の際に周知の実施状況及び周知内容について確認している。（秋田県）</li> <li>・液化石油ガス設備士の再講習をはじめとする有資格者及び事業者を対象とした各種講習の中で、過去の事故事例や防止策を説明している。（福島県）</li> <li>・「2021年度LPガス消費者保安月間」「令和3年度高圧ガス保安活動促進週間」に伴い、山形県LPガス協会を通して事業者への周知や、関係団体へのポスターの送付を行った。（山形県）</li> <li>・立入検査時に指導を行った。（山形県）</li> </ul>	
			誤開放防止対策の推進	LPガス事業者	
			ガス警報器の機能の高度化及び設置の促進等	国、都道府県、LPガス事業者、関係事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス消費設備の使用者及び管理者に対して、一酸化炭素中毒事故防止のため業務用換気警報器設置等の重要性について周知を実施。（本省）</li> </ul>

<p>事故対策</p>	<p>消費者起因事故対策</p>	<p>ガス漏えいによる爆発または火災事故防止対策</p>	<p>ガス警報器の機能の高度化及び設置の促進等</p>	<p>国、都道府県、LPガス事業者、関係事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立入検査時に設置率の向上について啓発した。（北海道）</li> <li>・販売事業者を対象とした集合検査で、対策実施状況の確認と実施に向けた指導を行っている。（埼玉県）</li> <li>・ガス事業者に対するへの立入検査（1～5年周期）の際、点検・調査結果を基に、業務用施設におけるガス警報器の設置及び期限管理状況を確認、指導している（茨城県）</li> <li>・「液化石油ガス安全高度化計画2030（長野県版）」を作成し、職員が長野県内9会場で303事業者370名に項目の説明を行った。（長野県）</li> <li>・LPガス事業者への立入検査時に警報器の設置状況についてヒアリングを行った。（千葉県）</li> <li>・事業者への立入検査等の際、安全器具設置状況について確認している。（新潟県）</li> <li>・県LPガス協会主催の保安大会時の講義中に設置促進を呼びかけ（山梨県）</li> <li>・関東液化ガス保安協議会が主催する「業務主任者研修会」などにおいて指導を行った。（関東監督部）</li> <li>・近畿液化ガス保安協議会主催の講習会等において、LPガス事業者に対して事故防止対策などの取組について周知・指導を実施。（近畿支部）</li> <li>・LPガス事業者向け各種講習会において、危険性等について周知を実施。（福井県）</li> <li>・LPガス事業者向け保安講習会にて、販売事業者に対して指導を実施。（滋賀県）</li> <li>・京都府LPガス協会主催の「販売事業者講習会」にて、LPガス安全高度化計画2030の内容を府内販売事業者に指導した。（京都府）</li> <li>・保安講習会において事業者への周知を実施。（大阪府）</li> <li>・LPガス事業者向け保安講習会において、周知徹底を依頼。（兵庫県）</li> <li>・LPガス事業者向け講習会等の機会において周知を実施。（和歌山県）</li> <li>・2021年度LPガス消費者保安月間の活動として、本県の庁舎内においてガス警報器に関するポスターを掲示し、来庁者に対して広く周知・啓発した。（宮崎県）</li> <li>・保安促進講習会や立入検査等にて販売事業者あて促進を案内。（佐賀県）</li> <li>・立入検査で業務用警報器の設置についてヒアリングを行った。（鹿児島県）</li> <li>・福岡県LPガス協会が主催するA講座にて、令和3年度の重点保安対策事項として業務用ガスメーターの警報器連動の推進を揚げるとともに、郡山市での事故説明においてもガス漏れ警報器の重要性を訴えた。（福岡県）</li> <li>・立入検査時にガス警報器の期限管理を確認している。（大分県）</li> <li>・立入検査の際に義務施設への設置（期限切れ交換）をメインに指導している。義務施設以外の施設については、推奨事項として販売店の判断に委ねている。（長崎県）</li> <li>・庁舎内にガス警報器の設置促進運動に係るポスターを掲示することで啓発を図った。（愛媛県）</li> </ul>
-------------	------------------	------------------------------	-----------------------------	-----------------------------	---

事故対策	消費者起因事故対策	ガス漏えいによる爆発または火災事故防止対策	ガス警報器の機能の高度化及び設置の促進等	国、都道府県、LPガス事業者、関係事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保安講習会（年1回。※平時は2回）にて、事故事例等の説明と併せて説明。（高知県）</li> <li>・ガス警報器工業会作成のポスターを配布（徳島県）</li> <li>・ガス警報器の有効性と適切な設置について、県民に対する周知を行った。（香川県）</li> <li>・LPガス協会主催の講習会・研修会等で周知する。（鳥取県）</li> <li>・LPガス事業者向け講習会（4月2回、9月、10月）及び液化石油ガス設備士向け講習会（8月2回、9月）にて周知を行った（島根県）</li> <li>・一般社団法人岡山県LPガス協会に委託し、警報器設置促進のパンフレット配布およびHPにおける周知を実施。（岡山県）</li> <li>・県LPガス協会主催の講習会等を通じて周知を行った（山口県）</li> <li>・中液協主催の講習会において、公開動画内で説明を行った。（中国監督部）</li> <li>・販売事業者の立入検査時に、規則第44条第一号カの遵守状況について確認（三重県）</li> <li>・啓発チラシを作成し、LPガス協会を通じて配布。（愛知県）</li> <li>・ポスターの掲示（石川県）</li> <li>・保安講習会での周知・啓発や、一般社団法人富山県エルピーガス協会から会員事業者向けの文書などを通じて、特に、業務用ガス警報器の確実な設置やガスメーター連動遮断の促進を図った。（富山県）</li> <li>・業務主任者講習その他の講習会等の場において、「液化石油ガス安全高度化計画2030」をもとに説示等することにより、直接的または間接的に関係各者に浸透するよう促したものである。（青森県）</li> <li>・各庁舎でのポスター掲示及び計画の周知（岩手県）</li> <li>・立入検査等の際に、LPガス事業者が飲食店等に供給している場合において、なるべく警報器連動型遮断装置を備えるよう、意見交換等を行っている。（秋田県）</li> <li>・液化石油ガス設備士の再講習をはじめとする有資格者及び事業者を対象とした各種講習の中で、過去の事故事例を紹介しておりその際併せて、ガス警報器の重要性や点検の必要性を説明している。（福島県）</li> <li>・「2021年度LPガス消費者保安月間」「令和3年度高圧ガス保安活動促進週間」に伴って、山形県LPガス協会を通して事業者へ周知や、関係団体へのポスターの送付を行った。（山形県）</li> </ul>
			消費設備調査の高度化	LPガス事業者	

事故対策	消費者起因事故対策	ガス漏えいによる爆発または火災事故防止対策	リコール対象品等への対応	国、LPガス事業者、関係事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2021年6月24日に新富士バーナー株式会社のガスカートリッジ直結型ガスこんろにおいて、燃焼時に器具栓部分からわずかにガスが漏れ、引火するおそれがあるとのことで、交換対応が行われる旨を当省HPにてリコール情報として公表。（本省）</li> <li>・2021年12月1日にGreed Factory株式会社のトーチバーナーにおいて、当該製品の設計不良により、ガス漏れし火災に至るおそれがあるとのことで、回収・返金対応が行われる旨を当省HPにてリコール情報として公表。（本省）</li> </ul>
事故対策	販売事業者起因事故対策	その他事故防止対策	他工事事故防止対策	国、都道府県、LPガス事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済産業省から関係省庁、関係業界に対して、事故防止の徹底を要請。特に工事事業者に対しては、国土交通省及び厚生労働省を通じて、ガス事業者へガス管有無の事前照会、ガス管近くで火気や電動工具の使用を避けること、ガス臭い場合にはガス事業者へ速やかに連絡をすること等を要請。（本省）</li> <li>・更なる他工事事故防止対策について検討し、2021年11月の液化石油ガス小委員会において検討内容について報告。いただいた意見を踏まえて引き続き検討中。（本省）</li> <li>・立入検査時に他工事業者との連携を啓発した。（北海道）</li> <li>・埼玉県LPガス協会会員が主体となって他工事業者事故の防止対策に取り組む安全教室（計画：令和3年～6年度）を同協会と県で開催している。（埼玉県）</li> <li>・県高圧ガス保安協会会報（R3.4月）で、ガス事業者に対し再発防止対策について周知、啓発を図っている（茨城県）</li> <li>・資格者再講習時や業者への立入検査時に、安全高度化計画や県内の事故状況等を説明し、一般消費者等への周知の徹底や工事への立会等の適切な対応を求めた。（栃木県）</li> <li>・「液化石油ガス安全高度化計画2030（長野県版）」を作成し、職員が長野県内9会場で303事業者370名に項目の説明を行った。（長野県）</li> </ul>
		設備対策	供給管・配管の事故防止対策	LPガス事業者	
			調整器、高圧ホース等の適切な維持管理	LPガス事業者	
			軒先容器の適切な管理	LPガス事業者	

事故対策	販売事業者起因事故対策	その他事故防止対策	他工事事故防止対策	国、都道府県、LPガス事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・LPガス事業者に対して保安講習会のテキストに事故事例を掲載すると共に、他工事事故について説明を行い保安意識の向上を図った。(千葉県)</li> <li>・事業者への立入検査等の際、緊急時対応等の記録を確認し、未届けの事故について迅速な届出を指導した。(新潟県)</li> <li>・液化石油ガス法に係る各義務講習で指導している。(群馬県)</li> <li>・業務主任者講習、設備士再講習の講義及びLPガス販売事業者立入検査時に注意喚起(山梨県)</li> <li>・関東液化ガス保安協議会が主催する「業務主任者研修会」などにおいて指導を行った。(関東監督部)</li> <li>・近畿液化ガス保安協議会主催の講習会等において、LPガス事業者に対して事故防止対策などの取組について周知・指導を実施。また、立入検査実施時に、埋設管の管理状況等について確認し、事故の未然防止のための措置について指導を実施。(近畿支部)</li> <li>・LPガス事業者向け各種講習会において、危険性等について周知を実施。(福井県)</li> <li>・LPガス事業者向け保安講習会にて、販売事業者に対して指導を実施。(滋賀県)</li> <li>・京都府LPガス協会主催の「販売事業者講習会」にて、LPガス安全高度化計画2030の内容を府内販売事業者に指導した。また、他工事事故の京都府LPガス協会に他工事事故防止対策を会員に周知するよう通知文を発送した。(京都府)</li> <li>・保安講習会において事業者への周知を実施。(大阪府)</li> <li>・LPガス事業者向け保安講習会において、周知徹底を依頼。(兵庫県)</li> <li>・容器や配管の損傷による他工事事故防止について、協会を通じてLPガス販売事業者、建設業者へ注意喚起の文書を送付した。また、県ホームページにて注意喚起した。 (<a href="https://www.pref.nara.jp/item/249016.htm#itemid249016">https://www.pref.nara.jp/item/249016.htm#itemid249016</a>) (奈良県)</li> <li>・LPガス事業者向け講習会等の機会において周知を実施。(和歌山県)</li> <li>・高圧ガス保安協会宮崎県液化石油ガス教育事務所が開催する「液化石油ガス設備士再講習」に講師として参加し、受講者に対して次のとおり周知した。「他工事業者による埋設管破損を防止するため、ガス供給設備周辺で他工事の計画がある場合にLPガス販売事業者に知らせるよう一般消費者に対して周知するとともに、埋設管設置場所には明解な表示を行うこと。」(宮崎県)</li> <li>・県HPに他工事業者向け注意ページを掲載し、注意喚起を実施。(佐賀県)</li> <li>・LPガス協会を通して管工事業共同組合連合会へ周知(鹿児島県)</li> <li>・九液協保安講習会で事故情報を周知・九州内事故情報を適宜HPにアップ(九州監督部)</li> <li>・A講座や立入検査の時に、他工事事故防止対策について説明を行った。(福岡県)</li> </ul>
------	-------------	-----------	-----------	----------------	---

<p>事故対策</p>	<p>販売事業者起因事故対策</p>	<p>その他事故防止対策</p>	<p>他工事事務事故防止対策</p>	<p>国、都道府県、LPガス事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法定義務講習において他工事事務事故の例や防止対策として一般消費者へ周知を行うこと等を講義している。(大分県)</li> <li>・講習の際に事故事例を示しながら注意喚起(長崎県)</li> <li>・保安講習会(年1回。※平時は2回)にて、LPガス設備の無断取り外しの事例等を説明。(高知県)</li> <li>・具体的には特に無いが、各種講習会・説明会において、他工事事業者や一般消費者等から事前に他工事に関する情報を得る為の周知・啓発の重要性について、LPガス事業者等に周知・指導している。(香川県)</li> <li>・県LPガス協会主催の講習会・研修会等で周知する。(鳥取県)</li> <li>・LPガス事業者向け講習会(4月2回、9月、10月)及び液化石油ガス設備士向け講習会(8月2回、9月)にて、事故発生状況を踏まえた他工事事務事故防止対策についての周知を実施した。(島根県)</li> <li>・一般社団法人岡山県LPガス協会に委託し、販売事業者等を対象に保安講習会を実施。(岡山県)</li> <li>・過去に県内で発生したLPガス事故(平成23年～令和2年)の事故原因を分析し、再発防止対策案をとりまとめた。(広島県)</li> <li>・とりまとめ資料を活用して、LPガス保安講習会(県・広島LPガス協会主催)や法令講習を通じて販売事業者等への周知・注意喚起を行っている。(広島県)</li> <li>・R3年度の県の販売事業者等保安指導方針において、他工事事業者に起因する事故の防止について規定し、県内の販売事業者等に周知した。(山口県)</li> <li>・山口県LPガス保安委員会(2月、5月、12月)において、他工事事務事故による事故事例を紹介し、注意喚起を行った。(山口県)</li> <li>・設備士再講習(5月、8月、12月)、業務主任者再講習(5月、11月)、充てん作業講習会(10月)において、他工事事務事故による事故事例を紹介、注意喚起を行った(山口県)</li> <li>・県内の販売事業所の担当者を集めて開催する販売事業所保安講習会(10月に2回)において、他工事事務事故による事故事例を紹介、注意喚起を行った(山口県)</li> <li>・LPガス消費者保安月間(10月)において、他工事事務事故防止について県HPに周知した。(山口県)</li> <li>・R3年2月に国からの要請を受け、県内の市町建設部局、建設業協会、電業協会、管工事協同組合に対し、ガス管損傷事故防止について注意喚起の要請をした。(山口県)</li> <li>・県内の約6割の販売事業所に対し立入保安指導を行い、他工事事務事故による注意喚起を行った。(山口県)</li> <li>・中液協主催の講習会において、公開動画内で事例等を挙げつつ対策を呼び掛けた。また事業者への立入検査に際して状況の聞き取り等を行った。(中国監督部)</li> <li>・法定講習会などの機会を通じて、事業者に対して注意を呼びかけ。(愛知県)</li> <li>・事業者向け講習内での事故事例紹介による注意喚起(石川県)</li> <li>・保安講習会での事故事例の紹介(富山県)</li> <li>・チラシにより、業界団体への周知を実施((一社)富山県エルピーガス協会/富山県)</li> </ul>
-------------	--------------------	------------------	--------------------	-----------------------	--



事故対策	販売事業者起因事故対策	その他事故防止対策	他工事事故防止対策	国、都道府県、LPガス事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当支部及び東北液化石油ガス保安協議会共催の「2021年度 業務主任者等保安研修会（10月13日：仙台会場、10月14日：盛岡会場）」における講演の中で、「他工事事故防止対策」について説明した。（東北支部）</li> <li>・業務主任者講習その他の講習会等の場において、「液化石油ガス安全高度化計画2030」をもとに説示等することにより、直接的または間接的に関係各者に浸透するよう促したものである。（青森県）</li> <li>・計画の周知(岩手県)</li> <li>・7月～8月にかけて宮城県内各地で開催された宮城県LPガス協会主催の保安講習会において、事故原因の統計結果から他工事が原因である事故の割合が多い旨を解説するとともに、他工事業者から協力を求められた際には応じていただくよう説明した。（宮城県）</li> <li>・液化石油ガス設備士の再講習をはじめとする有資格者及び事業者を対象とした各種講習の中で、過去の事故事例や防止策を説明している。（福島県）</li> <li>・「2021年度LPガス消費者保安月間」に伴い、山形県LPガス協会を通して、事業者等へ周知を行った。（山形県）</li> </ul>
			質量販売に係る事故防止対策	LPガス事業者	
			バルク貯槽等の告示検査対応	LPガス事業者	
自然災害対策	地震・水害・雪害対策	災害に備えた体制構築	国、都道府県、LPガス事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水害による被害の予見可能性向上を図るため、過去の災害事例を分析し、同様な気象災害が発生した場合において、被害が発生する可能性が相対的に高い地域を抽出し、水系ごとに自然災害の備えが欠かせない地域の地図にまとめた。（本省）</li> <li>・事故対応緊急連絡体制図を作成し、対応している。（北海道産業保安監督部、北海道）</li> <li>・県及び県LPガス協会等の共催により、地震を想定した応急対策訓練（LPガス充填所での緊急措置訓練、家庭用LPガスの復旧訓練及び応急供給訓練）を実施。（神奈川県）</li> <li>・県高圧ガス保安協会会報（R3.7月）や保安講習（R3.10月、講習資料の配布、HP掲載）において、水害による容器の流出防止対策について周知、普及を図っている（茨城県）</li> <li>・防災訓練の開催（東京都）</li> <li>・「液化石油ガス安全高度化計画2030（長野県版）」を作成し、職員が長野県内9会場で303事業者370名に項目の説明を行った。（長野県）</li> <li>・県LPガス協会に委託事業を発注し、ガス放出防止型高圧ホース及び、ベルト等での二重掛けの設置推進並びにハザードマップのQRコードなどを記載した防災対策チラシを作製し配布を行った。（千葉県）</li> <li>・沖縄県LPガス中核充填所等連絡会議にて体制、情報伝達について確認した。（沖縄県）</li> <li>・県HPにて容器の転倒・流出防止対策が強化されることを周知している。また、当県のLPガス協会を通じ、協会員（販売店等）に対し法改正の内容及び期限までに対策を進めるよう通知した。（新潟県）</li> </ul>	

<p>自然災害対策</p>	<p>地震・水害・雪害対策</p>	<p>災害に備えた体制構築</p>	<p>国、都道府県、LPガス事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関東液化ガス保安協議会が主催する「業務主任者研修会」などにおいて指導を行った。（関東監督部）</li> <li>・当支部ウェブサイトにおいて、梅雨期及び台風期における災害に備えた体制構築について注意喚起を実施。また、近畿管内液化石油ガス府県担当者会議において、災害時の連絡体制等について再確認を実施。（近畿支部）</li> <li>・地域防災計画や関係機関との連絡体制の再確認を実施。（福井県）</li> <li>・保安講習会において事業者への周知を実施。（大阪府）</li> <li>・LPガス事業者向け保安講習会において、周知徹底を依頼。（兵庫県）</li> <li>・災害時に拠点となる避難施設（拠点避難施設）について、全市町村の情報をとりまとめ、ガス販売事業者へ共有した。災害時におけるLPガス等の優先供給に関する協定未締結の市町村に対し、早期の締結を促した。（奈良県）</li> <li>・LPガス事業者向け講習会等の機会において周知を実施。（和歌山県）</li> <li>・保安促進講習会や県LPガス協会の委員会にて、対策の呼びかけを実施。（佐賀県）</li> <li>・各地区LPガス協会が主催する保安講習会での周知及び販売店への立入検査で販売事業者へ指導した。（鹿児島県）</li> <li>・講座で災害時の連絡体制を被災の状況解説などを含めてアナウンスした。また、立入検査で災害時の連絡体制について確認した。（福岡県）</li> <li>・法定義務講習において容器の転倒・流出防止措置の周知をしている。（大分県）</li> <li>・県が策定している南海トラフ地震対策行動計画に基づき、取り組んでいる。（高知県）</li> <li>・エルピーガス関係事業者を対象とした指導説明会において周知。（徳島県）</li> <li>・県LPガス協会主催の講習会・研修会等で周知する。（鳥取県）</li> <li>・県内の中核充填所訓練（3箇所）に参加し、災害時の有効な取組について確認し、意見交換等を行った。（山口県）</li> <li>・中液協主催の講習会において、公開動画内で説明を行った。また事業者への立入検査の際にも聞き取り等を行った。（中国監督部）</li> <li>・充てん事業者等への立入時に、危害予防規定に規定する災害にかかる項目について確認し、必要に応じて助言・指導。（三重県）</li> <li>・国計画及び県方針に記載された内容について、法定講習会等を通じて説明。（愛知県）</li> <li>・保安講習会で自然災害対策の必要性をLPガス事業者に周知。（富山県）</li> <li>・計画の周知。（岩手県）</li> <li>・容器の転倒・流出防止対策と併せて実施。（宮城県）</li> </ul>
---------------	-------------------	-------------------	-----------------------	--

<p>自然災害対策</p>	<p>地震・水害・雪害対策</p>	<p>災害に備えた体制構築</p>	<p>国、都道府県、L P ガス事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務主任者講習その他の講習会等の場において、「液化石油ガス安全高度化計画2030」をもとに説示等することにより、直接的または間接的に関係各者に浸透するよう促したものである。(青森県)</li> <li>・秋田県地域防災計画において、L P ガス事業者を災害予防計画実施機関と位置付け、日常の保安業務等を通じて災害予防を図ることとしている。(秋田県)</li> <li>・液化石油ガス設備士の再講習をはじめとする有資格者及び事業者を対象とした各種講習の中で、津波対策等の必要性を説明している。また、液化石油ガス販売事業所への立入検査の際、災害等への対応について聞き取り等を行っている。(福島県)</li> <li>・新型コロナウイルスの影響で中止したが、山形県L P ガス協会及び山形県高圧ガス地域防災協議会も参加し、災害時のL P ガスの漏えい訓練、L P ガスの供給訓練等を盛り込んだ総合防災訓練を計画していた。(山形県)</li> <li>・山形県L P ガス協会が主催する「山形県中核充てん所情報伝達・稼働訓練に来賓として参加し、災害発生時の情報伝達方法やL P ガスの供給について講評を述べた。(山形県)</li> </ul>
<p>自然災害対策</p>	<p>地震・水害・雪害対策</p>	<p>迅速な情報把握</p>	<p>国、都道府県、L P ガス事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時におけるL P ガス設備の情報収集の迅速化に関する調査検討において、現状の情報収集の方法について調査を行い、課題を整理・解決するための仕組みづくりについて検討を実施。(本省)</li> <li>・立入検査時に事故発生時には迅速に連絡するよう啓発した。(北海道)</li> <li>・県L P ガス協会主催の支部別講習会において、販売事業者に対して災害が発生した際は遅滞なく事故届を提出するように周知した。(静岡県)</li> <li>・L P ガス事業者へのM C A 無線機の貸与及び定期的な情報伝達訓練の実施。(東京都)</li> <li>・「液化石油ガス安全高度化計画2030(長野県版)」を作成し、職員が長野県内9会場で303事業者370名に項目の説明を行った。(長野県)</li> <li>・L P ガス事業者に対して事故時の通報システムの周知を行った。(千葉県)</li> <li>・L P ガス事故防止懇談会にて、当県のL P ガス協会と大雨等災害時の対応について課題を確認した。(新潟県)</li> <li>・液化石油ガス法に係る各義務講習で指導している。(群馬県)</li> <li>・地域防災計画や関係機関との連絡体制の再確認。(福井県)</li> <li>・保安講習会において事業者への周知を実施。(大阪府)</li> <li>・L P ガス関係者の緊急時連絡先を明確にし、担当課において定期的に災害時の初動訓練を行った。また、県防災関係部署との災害時訓練において、L P ガス事業者や国との連絡訓練を行った。(奈良県)</li> <li>・L P ガス事業者向け保安講習会において、周知徹底を依頼。(兵庫県)</li> <li>・L P ガス事業者向け講習会等の機会において周知を実施。(和歌山県)</li> <li>・事故が発生した場合の連絡先や報告すべき事項について、販売事業者や液化石油ガス設備士を対象とした講習会に講師として参加した際に周知した。(宮崎県)</li> <li>・保安促進講習会で情報伝達のルートや報告すべき情報などを周知。(佐賀県)</li> </ul>

<p>自然災害対策</p>	<p>地震・水害・雪害対策</p>	<p>迅速な情報把握</p>	<p>国、都道府県、L P ガス事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福岡県L P ガス協会を通じた被害・復旧状況の報告により迅速な情報把握ができるように体制を整えている。(福岡県)</li> <li>・法定義務講習において災害による事故や容器紛失があった場合、速やかに通報を行うよう周知している。(大分県)</li> <li>・L P ガス協会を通じて情報収集を実施する。市町村災害対策本部との連携。(長崎県)</li> <li>・県が策定している南海トラフ地震対策行動計画に基づき、取り組んでいる。(高知県)</li> <li>・令和3年12月3日に発生した紀伊水道を震源とする地震によって県内で震度4を観測した際、直ちに県L協に対して具体的な被害情報に接した場合の報告を要請する等、迅速な情報把握に努めた。(香川県)</li> <li>・エルピーガス関係事業者を対象とした指導説明会において周知(徳島県)</li> <li>・県L P ガス協会主催の講習会・研修会等で周知する。(鳥取県)</li> <li>・県協会の全会員を対象にした、協会のL I N Eを活用した通報訓練(10月)の結果を共有し、迅速な情報体制を確認した。(山口県)</li> <li>・中液協主催の講習会において、公開動画内で説明を行った。また監督部で行った防災訓練において、通信機器等を活用した情報収集の試行を行った。(中国監督部)</li> <li>・災害時に情報把握・伝達がスムーズに行えるよう、中核充てん所の防災訓練に参加。(三重県)</li> <li>・国計画及び県方針に記載された内容について、法定講習会等を通じて説明。(愛知県)</li> <li>・連絡網の再確認(石川県)</li> <li>・一般社団法人富山県エルピーガス協会が主体となって、中核充填所稼働訓練等を例年実施(石川県)</li> <li>・業務主任者講習その他の講習会等の場において、「液化石油ガス安全高度化計画2030」をもとに説示等することにより、直接的または間接的に関係各者に浸透するよう促したものである。(青森県)</li> <li>・計画の周知(岩手県)</li> </ul>
---------------	-------------------	----------------	-------------------------	---

自然災害対策	地震・水害・雪害対策	迅速な情報把握	<p>国、都道府県、L P ガス事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年、秋田県L P ガス協会の保安講習会において、L P ガス事故の発生時の迅速な報告の必要性や把握すべき情報の内容等について、講義している。※今年度はコロナのため保安講習会は開催されなかった。(秋田県)</li> <li>・液化石油ガス設備士の再講習をはじめとする有資格者及び事業者を対象とした各種講習や事業所への立入検査の際、有事の際は速やかに関係機関へ連絡するよう指導を行っている。(福島県)</li> <li>・新型コロナウイルスの影響で中止したが、山形県L P ガス協会及び山形県高圧ガス地域防災協議会も参加し、災害時のL P ガスの漏えい訓練、L P ガスの供給訓練等を盛り込んだ総合防災訓練を計画していた。(山形県)</li> <li>・山形県L P ガス協会が主催する「山形県中核充てん所情報伝達・稼働訓練」に来賓として参加し、災害発生時の情報伝達方法やL P ガスの供給について講評を述べた。(山形県)</li> <li>・迅速な情報把握ができるよう、第9地区 災害時情報伝達訓練実施した。(沖縄県)</li> </ul>
		容器の転倒・流出防止対策	<p>国、都道府県、L P ガス事業者、関係事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・豪雨等による容器流出被害が相次いだことを踏まえ、2021年6月、容器のベルト又は鎖の二本掛け等を義務づける液石法施行規則等の改正を実施。(2021年12月1日付で施行済み) また、ホームページに改正内容を掲載するとともに、関係業界団体等を通じた周知を実施。(本省)</li> <li>・過去の災害事例を分析し、同様な気象災害が発生した場合において、被害が発生する可能性が相対的に高い地域を抽出。河川の水系ごとに、備えが欠かせない地域の地図にまとめた。(本省)</li> <li>・立入検査時に転倒・流出防止対策について啓発した。(北海道)</li> <li>・流出防止対策に係る施行規則等の改正について販売事業者への通知により周知した。(埼玉県)</li> <li>・販売事業者を対象とした集合検査で、洪水ハザードマップの確認状況や対策実施状況を確認し、対策実施の指導を行っている。(埼玉県)</li> <li>・県L P ガス協会主催の支部別講習会において、販売事業者に対して浸水のおそれのある地域における容器の流出防止措置について周知した。(静岡県)</li> <li>・容器の転倒・流出防止対策について県ホームページにて周知。(神奈川県)</li> <li>・県高圧ガス保安協会会報(R3.7月)や保安講習(R3.10月、講習資料の配布、HP掲載)において、水害による容器の流出防止対策について周知、普及を図っている(茨城県)</li> </ul>

<p>自然災害対策</p>	<p>地震・水害・雪害対策</p>	<p>容器の転倒・流出防止対策</p>	<p>国、都道府県、LPガス事業者、関係事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業者への立入検査時に、「ベルト等の二重掛け」や「ガス放出防止型高圧ホース」等の設置状況と今後の対応予定を確認している。（栃木県）</li> <li>・都LPガス協会主催の事業者向け講習会にて周知（東京都）</li> <li>・自然災害事故防止対策に関する委託調査を実施し対策を検討（東京都）</li> <li>・「液化石油ガス安全高度化計画2030（長野県版）」を作成し、職員が長野県内9会場で303事業者370名に項目の説明を行った。（長野県）</li> <li>・県LPガス協会に委託事業を発注し、ガス放出防止型高圧ホース及び、ベルト等での二重掛けの設置推進並びにハザードマップのQRコードなどを記載した防災対策チラシを作製し配布を行った。（千葉県）</li> <li>・県LPガス協会から設備の保安調査・点検表の見直しの相談があり、転倒防止や容器流出対策等、項目の見直しについて助言した。（新潟県）</li> <li>・液化石油ガス法に係る各義務講習で指導している。（群馬県）</li> <li>・関東液化ガス保安協議会が主催する「業務主任者研修会」などにおいて指導を行った。（関東監督部）</li> <li>・近畿液化ガス保安協議会主催の講習会等において、LPガス事業者に対して容器の流出防止対策に係る法令改正の内容や取組事例などについて周知・指導を実施。また、立入検査実施時に、ハザードマップによる対象エリアの把握状況や対策の進捗状況について確認を実施。（近畿支部）</li> <li>・浸水想定区域内に設置の容器のチェーン二重かけを指導。（福井県）</li> <li>・LPガス事業者向け保安講習会にて、販売事業者に対して指導を実施。（滋賀県）</li> <li>・京都府LPガス協会主催の「販売事業者講習会」にて、容器の流出防止対策について、法改正の内容、ハザードマップでの対象地域での確認方法、具体的な流出防止対策などを詳細に説明した。（京都府）</li> <li>・保安講習会において事業者への周知を実施。（大阪府）</li> </ul>
---------------	-------------------	---------------------	-----------------------------	--

<p>自然災害対策</p>	<p>地震・水害・雪害対策</p>	<p>容器の転倒・流出防止対策</p>	<p>国、都道府県、LPガス事業者、関係事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・充てん容器の流出防止対策に対応する液石法施行規則の例示基準改正内容を、LPガス事業者を対象とした講習会で周知した。(愛媛県)</li> <li>・販売店の立入検査時に、容器への鎖等2重掛けの実施等を指導。(高知県)</li> <li>・エルピーガス関係事業者を対象とした指導説明会において周知(徳島県)</li> <li>・具体的には特に無いが、各種講習会・説明会及び立入検査の際、本年省令改正等がなされた水害による容器の流出防止対策について、LPガス事業者等に周知・指導している。(香川県)</li> <li>・容器の流出防止対策が適切に行われるよう、販売事業者への立入時に、規則改正について周知(三重県)</li> <li>・例示基準の改正内容等を中心に、法定講習会等の場で説明を実施。(愛知県)</li> <li>・事業者向け講習会での法令解説。(石川県)</li> <li>・保安講習会における、容器のベルト又は鎖の二本掛け等を義務づける液石法施行規則等の改正内容の周知。(富山県)</li> <li>・販売事業者立入検査の際に、各事業者の容器流出防止対策の実施・準備状況(対象エリアの把握、ハザードマップの整備状況等)を確認。(富山県)</li> <li>・当支部及び東北液化石油ガス保安協議会共催の「2021年度 業務主任者等保安研修会(10月13日:仙台会場、10月14日:盛岡会場)」における講演の中で、R3.6.18付け改正の「容器の転倒・流出防止対策」について説明した。(東北支部)</li> <li>・業務主任者講習その他の講習会等の場において、「液化石油ガス安全高度化計画2030」をもとに説示等することにより、直接的または間接的に関係各者に浸透するよう促したものである。(青森県)</li> <li>・計画の周知。(岩手県)</li> <li>・LPガス事業者向け保安講習会において、周知徹底を依頼。(兵庫県)</li> <li>・容器流出防止対策の実施について、協会を通じてLPガス販売事業者へ文書を送付した。また、県ホームページにて周知した。また、業務主任者講習や設備士再講習において、対策の実施を呼びかけた。(奈良県)</li> <li>・LPガス事業者向け講習会等の機会において周知を実施。(和歌山県)</li> <li>・7月～8月にかけて宮城県内各地で開催された宮城県LPガス協会主催の保安講習会において、R3.6.18付けで改正された例示基準に関する当該対応について、供給設備の設置時期により異なる経過措置期間の考え方や、対策が必要となる浸水想定区域のハザードマップによる確認方法、容器流出対策の具体的な検討方法などについて、わかりやすくなるように具体例を示しながら説明した。(宮城県)</li> </ul>
---------------	-------------------	---------------------	-----------------------------	--

自然災害対策	地震・水害・雪害対策	容器の転倒・流出防止対策	国、都道府県、LPガス事業者、関係事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秋田県LPガス協会の保安講習会において、容器の転倒・流出防止対策を含む内容を講義することとしている。※今年度はコロナのため保安講習会は開催されなかった。（秋田県）</li> <li>・液化石油ガス設備士の再講習をはじめとする有資格者及び事業者を対象とした各種講習の中で、過去の事故事例や防止策を説明している。また液化石油ガス販売事業所への立入検査の中でも注意喚起を行っている。（福島県）</li> <li>・高圧ガス保安協会が実施する法定資格講習会において、講師として参加し、参加した事業者に対し注意喚起を行った。（山形県）</li> <li>・立入検査時に、充てん容器の流出防止措置に関する法改正の説明と令和6年6月1日まで実施するよう指導を行った。（山形県）</li> <li>・液石法施行規則及び同規則の機能性基準の運用（例示基準）の一部改正について（自然災害対策：充てん容器の流出防止措置）の運用について県高圧ガス保安協会へ協会会員あて通知するよう依頼した。（沖縄県）</li> </ul>
		雪害事故防止対策	国、都道府県、LPガス事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2021年12月23日「雪によるLPガス事故の発生防止について」、ホームページ上で注意喚起を実施。（北海道産業保安監督部）</li> <li>・立入検査時に雪害事故防止について啓発した。（北海道）</li> <li>・「液化石油ガス安全高度化計画2030（長野県版）」を作成し、職員が長野県内9会場で303事業者370名に項目の説明を行った。（長野県）</li> <li>・毎年、県HP、地元新聞社を通じて、冬季の雪害防止対策を呼びかけている。（新潟県）</li> <li>・毎年、当県のLPガス協会は市町村に雪害事故防止対策の広報紙への掲載を依頼しており、県からも市町村に対し広報への協力を依頼している。（新潟県）</li> <li>・液化石油ガス法に係る各義務講習で指導している。（群馬県）</li> <li>・関東液化ガス保安協議会が主催する「業務主任者研修会」などにおいて指導を行った。（関東監督部）</li> <li>・雪害における供給設備再点検の指導。（福井県）</li> <li>・LPガス事業者向け保安講習会において、周知徹底を依頼。（兵庫県）</li> <li>・容器の流出防止対策に係る法令改正の内容について、販売事業者や液化石油ガス設備士を対象とした講習会に講師として参加した際に周知するとともに、対策の徹底を指導した。（宮崎県）</li> <li>・保安促進講習会や県LPガス協会の委員会にて、対策の呼びかけを実施。（佐賀県）</li> <li>・各地区LPガス協会が主催する保安講習会での周知及び販売店への立入検査で販売事業者へ指導した。（鹿児島県）</li> </ul>



<p>自然災害対策</p>	<p>地震・水害・雪害対策</p>	<p>雪害事故防止対策</p>	<p>国、都道府県、LPガス事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・九液協主催の保安講習会で事業者へ周知・資料をHPにアップ。(九州監督部)</li> <li>・福岡県LPガス協会を通じた被害・復旧状況の報告により迅速な情報把握ができるように体制を整えている。(福岡県)</li> <li>・法定義務講習において転倒・流出防止措置の鎖等の二重掛けの周知している。また、特定液化石油ガス設備工事届の添付書類である工事台帳(県様式)において流出防止措置の追加の改正を行い、流出防止措置についてホームページ等で周知した。(大分県)</li> <li>・講習の際に改正概要を周知した。(長崎県)</li> <li>・山間地の販売事業者への立入検査時に注意喚起を行っている。(高知県)</li> <li>・エルピーガス関係事業者を対象とした指導説明会において周知。(徳島県)</li> <li>・県LPガス協会主催の講習会・研修会等で周知する。(鳥取県)</li> <li>・県内の販売事業所の担当者を集めて開催する販売事業所保安講習会(10月に2回)において、雪害事故防止対策を説明し、周知を行った。(山口県)</li> <li>・保安講習会での事故事例、対策事例の紹介(富山県)・11月17日に当支部HPに「雪害によるLPガス事故発生の防止について(注意喚起)」を掲載するとともに、東北液化石油ガス保安協議会事務局へ協議会会員への周知方の依頼を行った。(東北支部)</li> <li>・業務主任者講習その他の講習会等の場において、「液化石油ガス安全高度化計画2030」をもとに説示等することにより、直接的または間接的に関係各者に浸透するよう促したものである。(青森県)</li> <li>・ホームページでの注意喚起及び計画の周知。(岩手県)</li> <li>・秋田県LPガス協会が掲げた折損対応型調整器等の設置促進等による雪害防止対策について、これを支持し、販売事業者に対しては、立入検査の際に本件に係る情報提供・意見交換を行うことにより雪害防止対策を促している。(秋田県)</li> <li>・液化石油ガス設備士の再講習をはじめとする有資格者及び事業者を対象とした各種講習の中で、過去の事故事例や防止策を説明している。また液化石油ガス販売事業所への立入検査の中でも注意喚起を行っている。(福島県)</li> <li>・高圧ガス保安協会が実施する法定資格講習会において、講師として参加し、参加した事業者に対し注意喚起を行った。(山形県)</li> <li>・立入検査時に、充てん容器の流出防止措置に関する法改正の説明と令和6年6月1日まで実施するよう指導を行った。(山形県)</li> </ul>
---------------	-------------------	-----------------	-----------------------	--

保安基盤	保安管理体制	経営者等の保安確保へ向けたコミットメント等及び保安レベルの自己評価	LPガス事業者	
		LPガス販売事業者等の義務の再確認等	LPガス事業者	
		長期人材育成を踏まえた保安教育の確実な実施	国、第三者機関、LPガス事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全体的な保安レベルの維持、向上を図るため、全国の液化石油ガス販売事業者を対象にeラーニングによる講習及び保安専門技術者を講師とした個別指導を実施。（本省）</li> <li>・ 消費者保安に対し顕著な功績を挙げられた販売事業者、保安機関、団体及び個人の方々に対し、LPガス安全委員会が行う「LPガス消費者保安推進大会」において技術総括・保安審議官表彰等を実施。（本省）</li> <li>・ 関東液化ガス保安協議会が主催する「業務主任者研修会」などにおいて指導を行った。（関東監督部）</li> <li>・ 立入検査実施時に、保安教育計画の策定・実施状況等について確認。（近畿支部）</li> <li>・ 中液協主催の講習会において、教材として講習動画を公開した。また当該公開動画内で保安教育の実施について説明を行った。（中国監督部）</li> </ul>
		自主的な基準の維持・運用	第三者機関	
	スマート保安の推進	スマートメータ・集中監視等を利用した保安の高度化	国、第三者機関、LPガス事業者、関係事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マイコンメータ・集中監視を活用した定期点検調査の高度化・効率化を促進するために、例示基準の改正及び運用マニュアル（手引き書）の公開を実施。（本省）</li> <li>・ 複数の安全装置（ガス漏れ警報器、CO警報器など）とマイコンメータを連動するための通信仕様の標準化をLPガス関係団体で検討中。（本省）</li> <li>・ 業務用マイコンメータの安全機能向上技術を調査検討中。（本省）</li> <li>・ 新形状のマイコンメータと調整器の直結による保安業務の高度化（漏洩検知精度）と効率化を検討中。（本省）</li> <li>・ 中液協主催の講習会において、公開動画内で認定販売事業者制度の申請にあたっての注意事項等を説明した。（中国監督部）</li> </ul>
		その他のスマート保安に関するアクションプラン	国、LPガス事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中液協主催の講習会において、公開動画内で説明を行った。また事業者への立入検査の際にも聞き取り等を行った。（中国監督部）</li> </ul>